

# 令和6年度 国民健康保険税の計算方法（例）

国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の3つで構成されており、それぞれに所得割、資産割、均等割、平等割を算出し、合計します。

所得割	前年の所得から被保険者ごとに基礎控除を差し引いた額 × 税率
資産割	被保険者の本年度の固定資産税額（土地・家屋） × 税率
均等割	被保険者数 × 定額
平等割	1世帯につき定額

## （計算例）

国民健康保険税の計算方法	
<b>◆ 医療給付費分</b> [賦課限度額 65万円]	
所得割	(前年の所得 - 基礎控除) × 6.1%
資産割	固定資産税額（土地・家屋） × 10.1%
均等割	31,200円 × 国保加入者数
平等割	22,100円 × 1世帯
小計	= ①
<b>◆ 後期高齢者支援金分</b> [賦課限度額 24万円]	
所得割	(前年の所得 - 基礎控除) × 2.3%
資産割	固定資産税額（土地・家屋） × 3.5%
均等割	11,700円 × 国保加入者数
平等割	8,200円 × 1世帯
小計	= ②
<b>◆ 介護納付金分</b> [賦課限度額 17万円]	
所得割	(前年の所得 - 基礎控除) × 2.0%
資産割	固定資産税額（土地・家屋） × 3.6%
均等割	13,100円 × 国保加入者数
平等割	6,300円 × 1世帯
小計	= ③
<b>国民健康保険税 年税額</b>	
① + ② + ③	

3人世帯で前年所得が300万円、固定資産税（夫名義）8万円の場合 夫40歳（所得250万円） 妻38歳（所得50万円） 子17歳（学生）	
{ (250万-43万)+(50万-43万) + 0 } × 6.1%	= 130,540円
8万円 × 10.1%	= 8,080円
31,200円 × 3人	= 93,600円
22,100円 × 1世帯	= 22,100円
小計(100円未満切り捨て)	= 254,300円
{ (250万-43万)+(50万-43万) + 0 } × 2.3%	= 49,220円
8万円 × 3.5%	= 2,800円
11,700円 × 3人	= 35,100円
8,200円 × 1世帯	= 8,200円
小計(100円未満切り捨て)	= 95,300円
{ (250万-43万) + 0 + 0 } × 2.0%	= 41,400円
8万円 × 3.6%	= 2,880円
13,100円 × 1人	= 13,100円
6,300円 × 1世帯	= 6,300円
小計(100円未満切り捨て)	= 63,600円
<b>国民健康保険税 年税額</b>	
413,200円	

- \* 医療給付費分と後期高齢者支援金分は全ての被保険者、介護納付金分は40歳から64歳の被保険者について算定します。
- \* 所得割算定時の基礎控除は、前年の所得に応じて変動します。所得額が 2,400万円以下の場合基礎控除は43万円、2,400万円超2,450万円以下の場合29万円、2,450万円超2,500万円以下の場合15万円、2,500万円超の場合基礎控除なし。
- \* 未就学児（小学校入学前の児童）の均等割の半額が軽減されます。
- \* 世帯の所得が一定基準以下の場合、均等割と平等割に対して7割・5割・2割の軽減措置があります。
- \* 国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行し、同一世帯に残る国保加入者が1人になる世帯を特定世帯といい、平等割が5年間1/2軽減され、その後3年間は1/4軽減されます。
- \* 所得割、資産割、均等割、平等割の合計が賦課限度額を上回った場合、賦課限度額が上限として課税されます。
- ◇ 世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合でも、納税義務者は世帯主です。
- ◇ 納めていただいた国民健康保険税は、確定申告や年末調整をする際に社会保険料控除として計上できます。